

福祉問題の社会学的検討のために

——いくつかの素材——

岸 功

はじめに

この研究ノートの目的は、福祉問題の規範的分析および実証的分析を社会体系論の視点から試みる場合に問題となるはずのいくつかの点について検討することである。これは深谷氏と馬場氏の論文¹⁾に關係する問題意識である。

深谷氏は、政治プロセスのアウト・プットとしての社会保障制度、その社会保障制度のアウト・プットとしての社会保障比率に注目する。そしてこの社会保障比率が通常の市場経済学では外生変数として扱われているのを改めて、これを内生的に説明しうる分析枠組を構成し、手堅い計量分析により社会保障依存率の法則「社会保障比率は社会における家族規模の縮小とともに加速的に上昇する」を検証し、次の命題を得た。「産業社会・小規模家族・社会保障という3つの社会現象が、極めて密接な相互依存関係にある三位一体の現象である。」

一方で馬場氏は、産業社会の統合をもたらしていた社会倫理としての業績主義の倫理と、産業民主主義の運動に潜んでいた連帯主義の倫理をとりあげ、原理的には対立する両倫理を個別的な衡平性 (individual equity) と社会的な適正性 (social adequacy) の緊張関係としてとらえている。そして年金協同体としての社会保険においては、衡平性の原則が社会的な適正性に妥協せざるを得ず、その場合に保険数理上の困難の解決は世代間の再配分として老人扶養をマクロ的に受け止めることに求めようとする。このような業績主義と連帯主義との「相反と補完の二重の関係」が、福祉社会としての高齢化社会の統合問題を規制することになるから、「相反関係をもった2つの倫理の間に政治的バランスを作り出していかなければならない。その意味においては福祉社会は政治が中心となる社会であり、不安定な要素をはらんだ社会であるといえよう」と主張している。

両氏の議論は、社会保障や福祉に関する実証的議論²⁾と規範的議論であるとみることができ、しかも、経済・政治・社会を内生的に扱おうる視点を追求しているという共通点を認めることができる。そして、国家施策としての社会保障の成立と発展を、政治・経済・社会の3部門の拮抗と調整により説明しようとするのが平氏の議論³⁾である。多くの国々において社会保障制度の背後にある道義的必然性はそれ程高くないという認識のもとで、倫理や理想に訴えることなく、人間の社会的存在の冷徹な現実には社会保障の源泉を探りあて、それがいかなる環境のいかなる過程をへて、政治国家の反応としての社会保障「制度」へと上昇結実していくかを検討しようとしている。そして、社会保障の必要性は経済部門で発生するが、その必要をみたすことが出来ない社会部門で社会保障運動が起り、やがて政治過程に合流して国家の反応として社会保障制度が結実拡充されると考えている。結論的には、「社会保障の成立と発展を、人間愛や社会連帯などという道義的理念に求めるのではなく、冷酷非情な社会システムの力学の中で、所得の中断、喪失、不足という損害（または被害）をもたらす種々の社会的事故に対する賠償（または補償）請求権の主張、さらに治安攪乱を潜在的（時には顕在化する）武器として国家の譲歩を迫る社会運動に求めようとする」と述べている。

以上の3氏の議論を比べれば力点がそれぞれ異なっていることは言うまでもないが、いずれも、「陽表的」に政治・経済・社会の関連を取り入れて社会保障を理解しようとする分析枠組を要求しているわけである。この研究ノートでは、その分析枠組を社会体系分析⁴⁾に求めたいと思う。しかし、この分析枠組について確立した合意があるわけではないし、また、この枠組を利用して具体的に社会保障・福祉問題を分析する準備はまだない。そこで、今後問題とせざるを得ないと思われる分析視点のいくつかを検討することとしたい。

1) 深谷昌弘「社会保障と家族規模」『季刊社会保障研究』Vol. 10, No. 2, 1974. 同じく Vol. 10, No. 3, 1975.

馬場啓之助「福祉社会としての高齢化社会」『季刊社会保障研究』Vol. 11, No. 2, 1975.

2) 深谷論文でも規範的側面は重要な要素として含まれてはいるが、私としては、実証的側面を重視したい。

3) 平恒次「経済開発と社会保障——経済、社会、政治の接点を探る——」『季刊社会保障研究』Vol. 10, No. 4, 1975.

I

まず、社会体系論の枠組を簡単にみておきたい。

社会体系論の視点においても、はじめに、超個人的な全体と自律性自発性をもった個人との関連づけが不可欠である。富永氏は、全体と個人についてのこの2つのイメージが構成された概念モデルであるから、モデル化を改めることで両者のギャップが解消できるとする。その試みが、社会体系分析を行為論により基礎づけようとする議論¹⁾である。それは、「人間行為における欲求充足が常に個人では達成不可能であって他者の助力を必要とすることに注目し、ここから個人行為にとっての目標とシステムにとっての目標とが両立しうる条件が生まれることを説明する」という方針²⁾である。それは、行為を動機づける行為主体の内部条件を欲求 (need) とみるのであるが、相互行為それ自体は目的としてではなく他の欲求充足の手段とみることから始まる。これは個人が集団や組織へ依存する側面であり、社会を構成する個人からみれば、社会体系の機能要件 (集団や社会の存続・維持のため必要な条件) が個人の欲求充足を実現しうるものであることが必要とされる。そして、部分と全体とをつなぐものを相互行為の様式に求めると、部分と全体との間に逆機能的関係がある場合には、そのままではシステム維持の観点からそのような状態は存続しがたいから、システムはより機能的な相互行為の様式をもとめて変化するであろう。一般的には「自我が他者に対してもとめる欲求充足機会の提供は、すなわち社会にとっての機能的要件そのものになる³⁾。」

4) 小室直樹「構造—機能分析の論理と方法」青井和夫編『理論社会学』東京大学出版会、1974。小室氏は構造機能分析の特徴を、相互連関分析・制御分析・構造分析・構造—機能変動公準の4つにまとめることを試みている (p. 16, p. 22.)。 (吉田氏は「構造—機能分析法の変動論は構造変動論であって、水準変動論ではない」と述べている。吉田民人「社会体系の一般変動理論」青井和夫編、同上、p. 222.) なお、社会体系分析としてはいわゆる構造機能分析が推進されているように思われる。

1) 富永健一「社会体系分析の行為論的基礎」青井和夫編『理論社会学』東京大学出版会、1974。

2) 富永、同上、p. 91。

3) 富永、同上、p. 102。小室氏によれば、「欲求」は人間行動を説明するための概念装置であり、それが外部的で測定可能な概念に操作的に結びつけることができるとき媒介変数とよび、結びつけることができないとき仮説構成体と呼ぶ (小室、前掲書、p. 47.)。富永氏は、生得的な行動傾向としての動因 drive と区別した、学習により獲得された行動傾向=要求性向 need-disposition を欲求とよんでいる (富永、同上、p. 117、脚注.)。そして、システムとしての社会体系の充足されるべき機能的要件は、当該社会体系にとっての体系目標 (system goal) の中に表現される。体系目標は研究者による

それでは、個人の欲求充足の実現と社会の機能的要件の充足の間に生じうるコンフリクトをどう考えるのか。この問題について機能主義社会理論は、システム内部に構造を変えようとする力が働くとして説明する。それは、人間行為の目標指向性を前提する限り、「人間行為によって構成されるシステムとしての社会体系が、サイバネティックス的な意味で目的 (purposive)、あるいはもっと正確に表現すれば目標追求的 (goal-seeking) な性質をもっている」という理解にもとづこう⁴⁾。コンフリクト解決のルートは2つあり、行為者の欲求の構造の変化 (パーソナリティ体系の構造変動)、および役割構造の変動や社会的資源の配分構造の変動を通じてである。「これら2つの体系構造変動は必ずしも独立のものではなく、いずれの変動も価値や規範の変動をその背景にもっている⁵⁾。」そこで、個別行為主体の自律性を前提とする以上、役割期待と規範への同調を実現するメカニズムとしての社会化と社会統制、および変動過程での新しい規範の形成過程⁶⁾がきわめて重要なことになる。

II

つぎに福祉問題の概念を限定しておきたい。ここでは、社会保障や社会福祉といわれるものをさすことにしたい。三浦氏によれば、この社会保障や社会福祉の原型は、「人間の生活において他人に依存しなければならないような事態が生じた場合に、その生活の保護・援助を行なうという機能」である。このような機能はもともと「人間社会には固有の機能として存在していたもの」であり、あらゆる社会にビルト・インされているという意味で、「普遍的」なものである。しかし、その機会を遂行する方法・内容は、「経済・社会の状態と国民生活の態様」により異なっている。その点では、社会保障・社会福祉と

構成物であるが、「恣意的に構成されてよいものではなくて、当然のことながら現実の成員個々人の具体的な行為目標につながっているものでなければならない。」しかし、これは体系目標が個人目標に還元されうることの意味するわけではない。なぜなら、組織の中でフォーマル、インフォーマルに制度化された価値基準と特定個人のパーソナリティ体系に内面化された価値基準の間には多少のギャップがあるからである (富永、同上、pp. 118-119.)。

また、小室氏は「社会システムを1個の制御システムとみたとき、その制御目標 (reference input) を、この社会システムの機能的必要 (または機能的要件) という」と定義している (小室、同上、p. 34.)。なお、この研究ノートでは、Parsons の AGIL 図式を念頭におくこととしたい。

4) 富永、同上、p. 108。

5) 富永、同上、p. 103。

6) したがって、一方では個人目標には還元されないがそれと関連をもった体系目標の形成と、新しい規範の形成とが、分析上も現実上も大きな課題となるわけである。

いわれるものの性格は、「すぐれて社会的歴史的」で「特殊的」といわれる¹⁾。

社会体系の体系目標が、個人目標に還元されないにしても、それと有意性を維持すること自体が体系目標に課されるとすれば、福祉政策は全と個の二元的な機能の次元をもつ。しかし、それを一元的に解するためには、集団に対する成員の依存性の解決が社会体系の要件充足にどう貢献するかという視点からみることになろう。そこで福祉政策の理論的な目標設定は、依存性が解決された状態をどのように想定するかを前提としよう。それは所与の文化のもとでの社会成員のあるべき姿の設定でもある。文化は成員が何を要求することができ、何をなさねばならないかを制度化する場合に、社会全体の存続を「条件」としている。しかしながら、同時に、成員が経験的に内面化した生活モデルが、文化的「指令」としての生活モデルと必ずしも一致するわけではない。これらは「政策目標」が準拠すべき2つの指針ともなり、さらに決定作成者がもっている生活モデルそれ自体によって影響を受けるものであろう。このことは、文化それ自体が政治的作用をまねがれない社会において、「福祉」が政治によって制御された依存効果をもち、その継続による「福祉のダイナミズム」が新たな成員カテゴリー＝生活モデル関連の形成へ影響し、「問題が解決された状態」のイメージを変化させることになる。

いずれにせよ、成員は少くとも、そこから脱退することを選好しない程度には欲求充足の様式を保障されることが必要である。その保障は成員のカテゴリー区分に対応した生活様式の規定の実現であろう。その規定が実現されている程度は最終的には、成員が集団にコミットする程度の変化となってあらわれる。このことを制約条件とした福祉政策は、配分構造の変更という手段により諸成員の生活状況を変化させようことを前提としている。つまり、成員の相互依存関係の過程における交換媒体、および諸資源の処分に関与することが、諸目的に利用可能な資源の配分の変更を通して成員の満足を向上させようという認識を前提としている。これはカテゴリー区分と生活様式の対応関係が弱体化したとき、文化自体の変化および生活主体による生活様式の選択・容認、さらに選択された生活様式が社会体系の機能要件と矛盾しないかという新たな問題を生ずることになる。

したがって、保障されるべき生活様式それ自体が欲求充足を解決すると同時に、機能要件を充足するものであ

ることが必要である。前者はいわゆる生活体系と関連する。生活体系が経済体系からの自律性をもつものであるか否かは実証される問題であるとしても、仮に、存続のためには何らかの一定の条件が必要とされるなら、それは依存性への対応策としての福祉政策にとっての与件といいかえることができる。これはまた、「社会福祉の広義の理解と狭義の理解」と「社会福祉の拡大」との区別²⁾を決定する。すなわち、実現を保障されるべき生活様式が新たな社会関係の中で、福祉政策なしには再構造化不能なものとしてとらえられ、福祉政策として動員されるべき諸資源の質的拡大を必要とする場合に社会福祉の拡大が生じる。このことの含意は既に生じた構造変動が成員の欲求充足の既往の水準を維持できないこと、および構造変動の impact の波及が社会の調整能力をこえるものであったということである。したがって社会福祉の拡大は、すべての成員カテゴリーにおける生活水準維持に対する抵抗の正統性及び資源配分構造の再調整能力及び成員の忠誠パターンの可変性を前提とする。第1の前提は生活水準のカテゴリー間格差縮小問題の副次的性、第2の前提はG機能の優越性を、そして第3の前提は同一カテゴリー内部とカテゴリー間の価値共有の非固定性を意味しよう。ここで、生活体系に対する経済的要因の規制力が大きい場合には第3の前提は重要ではない。それにもかかわらず、これは福祉政策の与件としての生活体系がその環境との関係を変更し、生活様式の維持のための資源確保における公共的要素の必要性が恒常化することを容認する基礎である³⁾。これが、社会の相互交換過程からみた社会福祉拡大の意味であろうと思う。

第3の前提としての忠誠パターンの可変性したがって価値共有の非固定性は容易にアノミー状態の発生にむすびつこう。したがって、社会福祉政策は、社会福祉のダイナミズムを通して結果的にはこの傾向を助長することもあり得よう。狭義の社会福祉の対象における依存性を「生み出す」客体的側面と主体的側面に対応して、社会福祉は二重の機能をもつといわれる。依存性の予防・支援・回復の機能と、家族・地域などの社会的環境条件のもつ扶養メカニズムへの対応の機能とである。これはまた社会福祉の対象把握の二重性ともおきかえられている⁴⁾。とくに、依存性の主体的側面あるいは扶養メカニズムの機能障害の側面に注目したとき機能要件の観点からこれらを社会福祉拡大の正当化に結びつけた場合に混

2) 三浦文夫「社会福祉論の課題」同上, pp. 19-25.

3) 三浦, 同上, p. 38. これは社会福祉のダイナミズムのひとつの基礎であろう。

4) 三浦, 同上, pp. 36-37.

1) 三浦文夫「序論 社会保障と社会福祉」三浦文夫編『社会福祉論』東京大学出版会, 1974. pp. 1-2.

乱が生じる。一方では社会体系論的に成員の欲求充足の実現を要求するが、他方で、社会体系論のいう下位体系の相互依存関係を無視しがちとなるからである。この両者の均衡維持を保障し、かつ生活安定をはかるメカニズムが求められねばならないが、まさに依存性発生の「主体的側面」が複数である以上単一の生活資源給付のシステムでは対応しきれまい。

また、「政策対象はストカスチックな性格をもち、集合的<統計的>な性格をもつ⁵⁾」ということは、生活体系の部分的側面の依存性により社会成員を区分する傾向をもとう。その区分に従った福祉政策の拡大は、成員間に受益感の格差をもたらす可能性がある。このことは、政策対象および投入資源の拡大が社会的合意に基礎づけられるためには、成員相互間の何らかの可視性または共通性の象徴を要求するという事ではなからうか。福祉政策の拡大が生活向上をもたらすと同時にアノミーやコンフリクトをもたらさないようなメカニズムは、社会心理学的メカニズムを媒介としたものであろう。

この問題について、ただちに新しい価値理念を唱えるとしても、その社会的受容可能性が問題となる。福祉基準を異なるシステムからのアナロジー、たとえば生物学や生態学に求めるとしても、その基準が社会成員に「意味」をもちうるものにしなければ行動を動機づけるものとはならないであろう⁶⁾。そして、意味の共有⁷⁾は先に述べた価値共有の非固定性のもとではすこぶる困難である。それはまた、生活体系の多様性や移動機会の平等を福祉基準に採用する場合⁸⁾にもいえよう。これらのことは、社会成員の間で共有される価値が、機能要件充足のための社会福祉にとって重要な制約条件であることを意

味しよう。逆に、福祉政策拡大の実現のために、社会の価値の転換や優先順位を変更させる圧力が生じる可能性もある。これが現実化する条件は、一方で福祉政策による利害の配分、他方で成員がそれにより自己同一性を維持しようとする生活モデルであろうと思われる。いずれも、価値共有の非固定性が幾つかの集団として収束される契機であろう。

III

福祉的政策の策定・遂行を、政府(またはその一部門)という行為者その他の行為者との相互行為過程とみる限りにおいて、これは社会体系論の枠組で扱うことができる。その行為が全体社会の価値理念に制御されている側面があると前提すると、政府による目標達成機能の遂行は、文化体系¹⁾から制御情報を与えられていることになる²⁾。両体系がどのように関連づけられるかを、まず直井氏の議論により検討してみたい。

直井氏は、まず、ある社会的サービスが福祉の達成のためのものであるかどうかは、R・ティトマスに従って、「個人の特定のニーズを充足していると同時に、社会のより大きな利益に適合しているか、あるいは、そのいずれか一方に指向しているかに依存している³⁾」とみる。そして、この2つの目的に対応する形で、経済学

1) 「文化を行為理論の観点から定義づけるとすれば、それは行為者にとって行為における首尾一貫した選択のよりどころとなり、また行為の意味づけのための準拠を与える役割を果たす理念的価値を、シンボルによって表象したもの、として理解されよう。この意味の文化の諸項目が、一つの統一的な上位理念によって制御されて、なんらかの文化的全体を形成していると考えるとき、これを文化体系として概念化するのである。……それがシンボル(言語的ならびに非言語的コミュニケーションの手段)によって客観的に表示されることによって、一度生み出されるや客観化されたものとして伝達されえ、世代をこえて継承されう。」『価値体系としての文化体系は、学習をつうじてパーソナリティ体系に内面化され、また社会体系に制度化される。』行為のエネルギーは生物有機体としての人間すなわち行動有機体からくる。それに対して、行為の制御(目標による方向づけ)は選択の基準としての価値すなわち文化体系からくる。(宮永健一「社会体系分析の行為論的基礎」青井和夫編『理論社会学』東京大学出版会, pp. 120-121.)

文化(信念—価値)システムは全体としての社会システムおよび役割と集合構造に対して、目標を明確化し、また目標達成のために許容できる手段を明確にする。(R・ホルト「構造・機能論的理論構成の提唱」チャールスワース編『現代政治分析Ⅰ』田中ほか編訳、岩波書店、1971、p. 132.)

2) 制御情報を与えるというのは、cybernetic relationsにおいて、文化体系がcontrolling factorとして社会体系よりも上位にあるということである。

3) 直井優「価値標準としての福祉」宮永健一編『経済社会学』東京大学出版会、1974。

5) 三浦、同上、p. 36。三浦氏はさらに続けて「もちろん、政策対象は……可能ながぎり、現実の集団に近づくことが必要である」と述べている。

足立忠夫「行政と平均的市民」日本評論社、1975。参照。

6) 沢田允茂「目的および価値等の事実よりの導出」『哲学』(慶応義塾大学三田哲学会)第46集、1965。同「ミクロ倫理学とマクロ倫理学——価値と事実の新たな関係について——」同上、第58集、1971。同「再びミクロ倫理学とマクロ倫理学について」同上、第61集、1973。同「逆理と眺望の思想」『科学と思想』No. 6、1972。

7) 塩野谷祐一「福祉と民主主義の理論」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 3, 1974。稲上毅『社会政策』とソーシャル・ポリシー——ひとつの覚え書き——『季刊社会保障研究』Vol. 10, No. 2, 1974。また、稲上氏は「他者の運命と私の運命の共有された可能性」および「他者の様々の機会に対する平等」という意味の「可能性の共有化」への心的態度の形成をcommunityと関連づけることを論じている。(『季刊社会保障研究』Vol. 11, No. 3, 1976。pp. 86-87.)

8) 中鉢正美「現代における貧困の意味」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 4, 1974。

概念を分類している。ひとつは、個人の満足としての福祉であり、他は社会の最適性としての福祉である。ここで直井氏は後者における価値判断を問題にする。つまり、社会の最適性の基準としての消費者主権とパレート最適性が、近代社会の価値原理として大多数の成員により支持された価値判断であるか否かを実証分析の問題として扱っている。経済学では仮定されたものとして価値判断を取り扱うが、その価値が社会の支配的な価値と関連したものでないなら、「現実の福祉問題になら貢献することができない」という判断である。

そこで「社会における人びとの望ましい状態にかんする観念の実証分析」をソーシャル・サーベイ⁴⁾の諸業績などにより試みている⁵⁾。そして、「福祉価値の変遷にもっとも相関している要因は、産業社会における家族の構造であろう」という命題を得、さらに、福祉価値の制度化と一般的福祉の理念の登場は、産業社会の家族の構造的特質に適合した社会変動といえようと述べている。このように、社会体系の変動が文化体系に影響を及ぼすとしても、文化体系の新しい価値パターンは、成員により正統性を付与された規範的パターンに変換されていなければならないと思われる。また、規範や制度を個人外在的与件としてではなく、創発的にとらえる場合には、その成立はシステムの安定的な均衡化が実現する過程とともに始まるという考え方⁶⁾をも考慮すれば、規範的パターンのシンボルの形成およびそれが成員に受容され定着する過程の lag が問題となろう。

「福祉価値と家族の構造を媒介するのは、家族とその諸成員が抱いている望ましい生活水準の観念である。ある階層またはある社会において特有な標準的とみなされる生活水準は一般に<生活標準> (standard of living) とよばれる。」ところが、産業社会では生活水準の安定と「向上」が家族に制度化された基本的目標となっている。しかも、産業社会の支配的な社会的価値は<産業主義>であり、これは家族の基本的目標と最も適合的である。

4) 籠山京・江田英一「社会福祉論」光生館、1974。では、ソーシャル・サーベイの意義をソーシャル・ニードの発見に求めている。なお、ソーシャル・ニードについては、都村敦子「医療サービスに対するニードと需要」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 1, 同「ソーシャル・ニードを把握するいくつかのアプローチについて」同上、Vol. 11, No. 1。参照。

5) 現実の福祉を考えるさいに、個人の満足と社会の最適性の2つの福祉概念の要素のうち、「いずれか一つを選択すべきだろうか、それともこの両者が適正に成立する新しい基準を採用すべきなのだろうか」(p. 308)と設問し、最低限度の生活水準を社会のすべての成員に保障するという<一般的福祉>の理念が形成されたという答を導出している。

6) 直井優「社会体系の構造と過程」青井和夫編、前掲書、p. 166 参照。富永、前掲書、p. 128 参照。

そこで産業社会の生活標準は固定的でなく、向上的な特性をもつことになり、「一般的または平均的な生活標準」は規範的な拘束力をもち得なくなると述べる⁷⁾。これは、少なくとも、社会的諸階層がそれぞれの生活モデルに依拠しながら階層の再生産を維持するものとして存在するとみなすことが難しいことを含意しよう。しかし、成員がもっている生活のモデルや準拠集団が拡散的・流動的であるとしても、福祉政策の有意性が生活様式に何らかの準拠をもつことに基礎を置く以上、拡散した内容からなる政策群を組むか、または拡散に応じて政策主体を分散させるか、あるいはその両方を組合わせて対応せざるを得ないかもしれない。その場合には、政策を機能要件充足の観点から判定する基準の構成は政策主体の分散に対応することになるが、それらの統合をはかる契機が確保されていない限り全体的統合を欠くことになる。このことは、結果的には多様な生活モデルを容認することになるわけであるが、逆にそれらが同じように容認されるのは成員にとって有意味である限りにおいてである。すなわち、ここで再び、成員がどの階層に属するかにかかわらず成員の生涯を保障しようという意味で収斂性をもつような拡大された社会福祉の策定が必要とされるということである。言葉をかえれば、福祉政策は、成員がどの階層に帰属するか、どの生活モデルを「選択」するかについては中立的であると同時に、それらの全体的分布の変化に「対応しつづけるもの」として準備されたものでなければならぬ。

直井氏の議論からはもっぱら家族の生活標準をとり出したが、経済部門の基準はどうであろうか。経済組織は、産業社会の形態変化に伴って古典的資本主義から混合経済へ転形したが、その転形が「福祉の経済組織」への転化となっているかを吟味するには、経済組織の適否を判定する基準 (criterion)⁸⁾が必要となる、と考えている馬場氏の議論⁹⁾を検討してみたい。

7) 直井優、「価値標準としての福祉」pp. 311-312。

8) 馬場氏は、塩野谷祐一著「福祉経済の理論」の書評の中で次のように述べている。「<塩野谷>教授は福祉国家の価値理論の構成要素として、「効率」「公正」「成長」および「安定」の基準をあげた。……<経済全体のパフォーマンスを評価する>これら評価の基準 (norm) は、診断の基準 (criterion) としてはたかなくは有効な役割をはたすことはできないと思えるのだが、ノルムがクライテリオンとして作用するには媒介項が必要なのではなからうか。」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 2, 1973, p. 80. <>内は岸。

9) 馬場啓之助「福祉の経済組織」『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 3, 1974。とくに pp. 4-10。冒頭で「経済組織は国民社会において文化目的に対応して合目的な資源配置の仕組みを造成することを任務としており、どのような社会体制もこれに適合した経済組織を用意することがなくては存続しえない」と述べている。(p. 2)

「経済組織は、国民生活の向上と安定のために資源配分の適正化に努める役割を担うものであるから、その意義は国民福祉の向上に貢献するところに求められる。」そこで、経済組織の適否の判断は2つの価値理念に関係することになる。ひとつは、資源配分を司る経済活動を規制する効率規範であり、もう1つは、この経済活動が国民福祉の向上に役立つかどうかを評価するところの福祉規範である。効率規範は、この規範が経済活動の動機の体系に内在化して含まれているのに対し、福祉規範は内在化していない。しかし、「社会倫理上の要請」として社会的な評価基準が行動の動機の中に内在化されることが望ましい。そのためには、経済組織は福祉規範の実施を保障する制度機構をもたねばならず、これが混合経済における公共経済である。問題は判定基準の考え方である、として、次のように議論を展開していく。

まず、国民社会の構成員がすべて経済活動人口であるとするれば、その経済組織を「評価する主体」は彼ら自身であり、その評価は「経済的評価」の形をとる。この場合には、効率規範と福祉規範は双務的關係からなっている「雇用」を場として内在化することができ、両規範に対応する判定基準は完全雇用と公正な所得分配とである。

しかし、国民社会には雇用を媒介として経済組織に関係をする人口（産業社会の内部社会を構成する）以外に非経済活動人口（同じく部外者を構成する）も含まれている。しかも、国民社会は本来すべての「市民」に「共通の生活」(common life)を約束するものでなくてはならない。つまり国民社会は、内部社会と部外者との区別なく、「共通の生活」に参加するために最低限必要な文化的条件をナショナル・ミニマムとして保障しなければならない。そこで、経済組織が国民福祉向上に役立つためには、経済組織は分配の公正を越えた保障をしなければならない。ここで公共政策による再分配が必要となり、この場合の判定基準は「社会バランス」である。したがって、国民福祉の経済組織の判定基準として、完全雇用と社会バランスの2つを設定することができる。しかし、「社会バランスの保持が市場機構のもとで『自然の調和』として成立することは期待しにくい」ので、公共経済が特に社会バランスの達成にかかわることになる。

このことは、現代の産業社会の内部社会を構成する政府・現代企業・労働組合の3者のうち、後の2者が、社会的責任の要請に応じにくい¹⁰⁾ことに起因する。そこで、内部社会と部外者との距離の拡大を防止するために、政府による社会バランス保持の福祉政策が要請されると述

べている。

このように議論を展開する場合にも、動機に内在化されていない福祉規範が制度的に保障される契機が問題となろう。その点について例として馬場氏は、年金協同体にふれた時に、衡平性の原則が社会的適正性に妥協することを論じ、それは衡平性の原則が要求する加入期間・拠出責任と給付の対応を「理念的な対応」としてとらえることであるという¹¹⁾。しかし、そのような理念とそれにもとづく制度が、機能要件充足に必要なものであるということと、それが社会的に成員に受容されうるということとの間には依然としてギャップが残されている。「国民社会が『共通の生活』としての内実をそなえるためには国民最低限の条件をすべての市民に保障しなくてはならない。ナショナル・ミニマムの保障は国民福祉にとってもまた最低限の必要条件となる。」このことは、国民福祉の政策が「内部社会」の生活標準と「部外者」のそれとを「共通の生活」として整合化して提示すること、およびそれが国民に承認されるよう働きかけることを「役割」としてもっているという含意をもとう。そして、後

10) 富永健一『「経営と社会」の基礎理論』(富永健一編著「経営と社会」現代経営学全集15、ダイヤモンド社、昭和46年、pp.3-54)の第4節で企業の社会的責任を扱っている。論文の全体は構造機能主義の方法で貫かれているが、いくつかの言明を参照するに留めたい。「構造機能主義的なシステム概念は全体社会体系の機能的命令の充足を強調する点で、個別経済主体の行動の公共的側面を説明するには好都合である。」(p.35)「混合経済の度合の高まった資本主義においては、資本市場は中央からの統制すなわち広い意味での政治的統制のもとにおかれるから、これ(資本)をG部門からA部門へのインプットとして位置づけることができる。」「(所得倍増計画)によって経済成長自体がナショナル・ゴールであるという公式宣言がなされたに等しい。社会体系のA部門における成長が『社会の要求』としての資格において要請されたのである」(p.38)「社会統制メカニズムがまったくなくて『個人選好型式の構造のなかに埋めこまれ』た内面化された規範だけで、十分な公共的支払が行なわれうるということを疑う」(p.40)「市場については、パフォーマンスの結果を一定の規範的基準に照らしてサンクションするメカニズムが確立している。問題はそれが企業行動の私的側面に限られていることなのであって、企業の社会的責任なる概念は、この公的側面についてパフォーマンスの結果を一定の規範的基準に照らしてサンクションする必要を認識するための、手段概念として有用なのである。サンクション・メカニズムについて決定的に重要なことは、一定の規範的基準が確立されていなければサンクションは不可能であるということである。」「市場メカニズムの場合と異なって非市場的パフォーマンスにおいては個人の欲求をサンクション・メカニズムのよりどころにすることはできない。」(p.44)

馬場啓之助「資本主義の逆説」東洋経済新報社、昭和49年。津田真澄「日本の経営の擁護」東洋経済新報社、昭和51年。参照。

11) 馬場啓之助「福祉社会としての高齢化社会」『季刊社会保障研究』Vol.11, No.2, p.30.

段の役割は、内部社会と部外者の生活標準をナショナル・ミニマムという水準で集約することで前段の役割を遂行することに依存しよう。しかしナショナル・ミニマムは内部社会の共通の生活ではあり得ないから、福祉政策がこれにのみ準拠しようとするれば、内部社会の共通の生活への参加の保障を求める要求を喚起する動因が派生することになろう¹²⁾。ということは、先にみた社会体系の目標追求的な性質が成員の目標指向性に基づくとしても、「理念的対応」づけのほかに、全体の目標追求の過程の潜在機能により派生する分裂を解決しようとする制度的機構が、場合によっては当該の目標とは矛盾したサンクションを一部の成員に対して行なうことに依り迂回的に統合をはからざるを得ない場合を予想させる。

直井氏と馬場氏の議論と社会体系の目標追求的な性質を考慮すれば、G部門に「リーダーシップ」を付与する政治的構造が重要な問題となるように思われる。また、政治の内部については、現代社会で国家と家族を媒介する中間諸集団・組織にどのような役割を課すべきかの認識と、成員および集団・組織の行動を制御する評価システムとを確定・形成することが課題といえよう。象徴を媒介として形成された近代統一国家の統合の基礎は、成員の同質性ではなく、個々人の統合への意思の共通性を国民主権という擬制として成員に受容させえたことにある¹³⁾。その場合に統合の象徴としての公共の福祉・国民の利益は共同社会の自覚的再生の試みでもあったといわれる。これは統合の2つの契機、つまり統治と自治が民主主義政治の中でどのように均衡し維持されてきたかに関連する問題である。しかし、現在この民主主義政治の governability が問われ、また、第三世界の抬頭により西欧近代を唯一の普遍とみることができなくなったともいわれている。そこで、つぎに政治と社会の関連という視点から機能要件充足の様式をみることにしたい。

IV

企業や労働組合の社会的責任を問う場合には、それらの責任遂行能力の現実的な可能性を前提としなければならぬ。同時に、その遂行を正当化する理念が社会的に受容されねばならない。これが全く新しい経験に属することからであるならば、いわゆる文化遅滞の状態も考えられる。しかし、諸社会の経験の中に相似した functional equivalence を見出せるならば、遅滞することなく自覚的に移行をはかることができるかもしれない。しかし、それは社会全体の統合の枠組と適合せねばならぬこととは言うまでもない。

R・ホルト¹⁾は、構造機能分析が作った仮説の例として次の命題をあげている。「文化システムにおける不一致——価値に関する同意の欠如——が増大すればするほど、パターン維持の機能要件に対する政治機構の寄与は増大する。」そして、パターン維持の機能要件を充すのに役立つのは社会統制過程と社会同裁メカニズムであるから、一定の範囲内で、政治機構がこれらの過程とメカニズムに関与することで構造的代替物としてこの機能要件を充足しうる。別の仮説として、「無生物エネルギー源の使用と、道具の使用とが増大すればするほど、統合の機能要件に政治機構が寄与する度合は増加する」をあげている。統合の3過程と関係するのは4つのメカニズム(市場メカニズム・相互メカニズム・顧客メカニズム・組織メカニズム)であるが、市場と組織のメカニズムは、分業が進んだ社会に生じる統合問題を政治機構の支持のもとで処理しうる。

ホルトは、政治機構が AIL の3機能に貢献しうることを示しているわけだが、政治機構はむしろ polity として主に G 機能に関連している。そこで、これらの議

12) これは、「生活体系の自律性」が、実は、個々の生活体系の境界過程の差により異なる自己組織化をすること、経済的次元で相似した生活体系群はその他の生活体系群との間にゲームを展開し結託する動機をもつこと、などの経験上の問題に関連する。同時に、規範上の問題として検討されるべき問題があることを意味しよう。即ち、個々の生活体系において動機に内在化されていない規範を、いわば国民の総意として擬制するという飛躍をする場合を考えると、構成員の自己抑制による生活体系の共存の実現をどのように合理化すれば生活体系の自律性と矛盾なく容認されるかが問われよう。

13) 有賀・阿部・斎藤「政治——個人と統合——」東京大学出版会、1973。

1) R. ホルト「構造・機能論的理論構成の提唱」鶴見和子訳。(J. チャールスワース編『現代政治分析Ⅰ』岩波書店、1971. pp. 123-150.) この中で、システムの状態を記述するには、独立変数(社会構造)・媒介変数(社会過程および社会的メカニズム)・従属変数(機能)の確定した順序に従って記述することが必要であること、また、異なるタイプのシステムでは、異なる構造が同じ機能的要件を充すのに役立つという構造的代替物の現象が構造と機能の関係の説明と予測に重要であることを説いている。さらにシステム内の変化は境界を接する環境の変化への反応として生じ、その反応の種類はシステムの状態が限定するということを述べている。AGIL の機能要件に関連する過程の例として A (生産・資源配分・資源管理)、G (資源動員)、I (社会統制・コミュニケーション・強制)、L (文化移入・社会統制・緊張処理)などをあげる。なお、小室氏によれば、どの変数を過程とみ、どの変数を構造パラメーターとみるかはモデル構築者の選択による(小室、前掲書、p. 74 脚注)。

	機能パターン	社会的諸価値	社会的諸問題と政治的支持	政府の政策の諸源泉
全体主義的	重点は、適応的、統合的、パターン維持的。共産主義では下層階級に、ファシズムでは中間階級に奉仕。	社会、経済的幸福、統一、順応性、平等参加。	諸問題—社会的インパクトを有するすべてのこと。 支持—政治システムにおける内面的忠誠の維持。	イデオロギイと官僚的競争。
伝統的	重点は、パターン維持的。上層階級に奉仕。	個人主義の不平等性、尊敬、精神的諸価値、第一次的対面的諸関係、慣習、孤立。	諸問題—文化的諸伝統と文化的諸規範の保持と、法の強行。 支持—慣習と情性。	慣習、社会構造あるいは価値システムを脅かすもの、支配階級の間の非公式の相談。
社会福祉的	重点は、適応的。中間階級および下層階級に奉仕。	経済的安全保障、社会的正義、自由（自然権および市民的自由と定義されている）。	諸問題—財とサービスの生産および分配。 支持—多様な諸集団の代表と経済的諸期待の処理。	政府と非政府的な経済的利益集団との取引。
新興的	重点は、統合的、次に適応的。愛国心のあるすべての階級に奉仕。	社会、統一性、経済的幸福、力（他の諸社会に対する）、参加。	諸問題—ばらばらの文化および内部構造の欠如。 支持—多様な諸集団の代表と経済的諸期待の処理。	特定の諸目標を体现している、作り上げられたイデオロギイ；経済的必要条件。
自由主義的	適応、統合、およびパターン維持的諸機能の調和のとれた最小的実行。 上層・中産階級に奉仕。	個人主義の私生活、競争、自由（自然権および市民的自由と定義されている）。	諸問題—世論を引き起こすものは何でも。 支持—最優先的諸問題の毎日の処理。	広汎な諸源泉から起こる主要な社会的諸要求。

(注) N.ベリイ (福寿訳, pp.88-90) より。

論を進んだ社会にあてはめるならば、政府の政策は社会体系の4つの機能要件に従って分類可能であるということであろう。しかし、それぞれの政策が単一の機能に特化しているかどうかは実証の問題であるから、分類可能としても想定された限界機能をさし当てる基準とするほかあるまい²⁾。むしろ、顕在機能ばかりでなく潜在機能を配慮しなければならない。

いくつかの困難な問題を含んではいるが、つぎに N.ベリイの政治形態の分類を紹介したい。

ベリイは、まず政府・政治は共同体・社会の派生物であることを強調し、AIL 機能と G 機能とではレベルがちがうことを前提としている³⁾。そして、まず政治システムは「社会的諸目標を達成するため、権威的政策の諸決定を行ない、かつ実行する過程と結びついている社会的諸行為を含んでいる」とし、政治システムがどんな社会的目標を追求し、秩序づけようとしているかに関心を向ける。そして、政治システムは AIL のどれかに焦点をおくこと（機能パターン）を媒介として、政治システムと社会との関係を、政治的諸形態として発展させてゆく

と考えている。

彼は典型的な政治形態として次の5形態を識別し、いくつかの国を帰属させている。(1)全体主義的政治形態——ソ連・東欧・ファシズム国家。(2)パターン維持的（伝統的）政治形態——スペイン・南アフリカ・エチオピア・イラン等。(3)適応的（社会福祉的）政治形態——イギリス・オーストリア・スウェーデン・ニュージーランド・フィンランド。(4)統合的（新興的）政治形態——ナイジェリア・ビルマ・インドネシア等。(5)最小的（自由主義的）政治形態——アメリカ・日本・カナダ・オーストラリア。そして各政治形態の機能パターンは、(1)と(5)では AIL, (2)は L, (3)は A, (4)は I である⁴⁾。そして、政治形態の典型の記述から、さらに政治システムの変化の説明と予測へ議論を展開させる。

政治的变化についてまずパーソナリティ体系レベルから検討している。変化を求める願望の源泉は不満であり、不満は社会生活の1つあるいはそれ以上の機能的領域における相対的剝奪の結果である。剝奪は、知覚された社会的諸条件および正統な社会的諸期待に比べて、人々が所有しているものが少ないと感じたとき経験される。そ

2) 限界機能については小室直樹、前掲書, pp. 53-56. 参照。

3) N. ベリイ「政治システムの形態」東海大学出版会、福寿幸男訳、1973。「人間は、適応、統合、およびパターン維持の諸問題に応じるために、社会的に相互作用するので、そこにこの相互作用の『管理ないし指導』の必要が発生する」(p. 21) という視点にたっている。

4) 機能パターンのほかに、主要な社会的価値、社会的問題、政治的支持、政党、指導者の行動傾向や選出方法、政府の政策の諸源泉などについても提示している。

ここで、社会的満足・不満足と社会的諸条件・諸期待との関係を次のように想定する。不満は次の場合に増大する。(1) 諸条件を改善する速度以上の速度で諸期待を高める。(2) 安定しているか、悪化しつつある諸条件に関する諸期待を高める。(3) 悪化しつつある諸条件に関する諸期待を固定させておく。(4) 諸条件の悪化する速度よりも遅い速度で諸期待を低下させる。逆に満足は次の場合に増大する。(1) 諸条件を改善する速度以下の速度で期待を高める。(2) 固定した諸条件に関する諸期待を低下させる。(3) 諸条件が悪化する速度よりも速い速度で諸期待を低下させる。(4) 改善されつつある諸条件に関する諸期待を固定化させる。これらの社会心理学的な仮定に対して、諸期待や諸条件の変化の原因を社会の諸機能遂行に求める。つまり、社会的諸機能の遂行からの出力の実際の水準を社会の能力とみることにし、諸条件は社会の能力であり⁵⁾、諸期待は社会の将来の能力に対する見通し・判断である。このような枠組によって、社会体系上の機能的能力の変化が社会的諸条件と諸期待の相互関係⁶⁾に影響を与え、パーソナリティ体系上の相対的剝奪に影響を及ぼす。

ここで諸条件と諸期待のずれを狭めるために政治システムへの要求が作成される。諸条件と諸期待のずれがあるということは、G機能をも含めた社会の機能的諸領域間に能力の非同時性化があることで、この場合に期待はある新しい能力を旧に戻すか、他の能力を新しい能力に同時性化させるかについての判断である。その結果として再同時性化を求めるという形で政治的諸要求⁷⁾が政治システムに投入される。そして、進化的政治変化の場

合には政治システムの権威的決定は社会のAIL諸機能が同時性化されるような調整をめざすことになる。この場合、政府の「構造的代替物」がこのG機能を遂行することもありえよう。そして、諸期待と諸条件を一致させることで社会的安定を保つ政府の能力は、諸条件、諸期待あるいはそれら両方を操作することに依存し、従って政治形態に依存している⁸⁾。

ベリィの議論により、G機能したがってG部門の中核としての政府の活動に検討が加えられた。しかし、いわゆる民主主義というひとつの価値理念を実現する政治形態は、経験的には多様である。とくに、政治的要求が社会の規範によって制約されるとしても、民主主義という理念のもとでは原理的にはすべての要求が「平等」であるはずである。それではいかなる要求が政治的要求として顕在化を助長され、さらに政治的決定における争点として摂取されるのであろうか。これは、民主主義という原理がある種の要求を結果的には無視する場合があることを意味する。経験的にはそうなるとしても、このことに対しリベラル・デモクラシーの規範理論は、ひとつの考え方として、代議制度が国民の政治参加を不可欠の条件としていることを述べる。同時に、その前提としては「民主的市民」なる人間類型が前提とされている。これは西欧民主主義が世界の諸文化に浸透しそれらを統合しうるか否かのひとつの理論的問題と関連しよう。

「デモクラシーがいかに矛盾と限界をもった原理であろうとも、われわれは現代社会において、デモクラシー以外の原理を選択することはできない。デモクラシーはわれわれにとって一個の宿命である⁹⁾。」と阿部氏は断言す

5) 「諸条件は、社会的機能の遂行の結果であり、その構成員たちの諸必要と諸欲求とを満足させるに当っての社会の能力を反映している。」(ベリィ、同上、p. 102)

6) 諸条件と諸期待との相互関係そのものについては、ベリィはくわしく論じていないが、つぎのような指摘をしている。人間生活の多くは社会的に支配されていて、その程度は個人のパーソナリティと政治システムの範囲による。この社会的支配は、諸条件と、自己増殖的な諸期待を制限する。そして、政治的諸形態(一般的諸条件)と諸イデオロギー(一般的諸期待)とは、社会の構成員たちの相対的諸剝奪を反映している傾向がある。諸剝奪は、人間性の4つの要素(物質的・生物学的動因・社会帰属的必要・目標指向)と関連しており、4つの相対的諸剝奪に対応してそれぞれの政治形態が次のように関連づけられる。社会福祉的・伝統的・利益的・そして全体主義的または自由主義的である(ベリィ、同上、pp. 186-203.)。これらの関連づけの根拠は、社会の諸問題や諸機能は人間の本質と人間の「諸要求性向」に基づけられるということ(同上、p. 188)および「社会の構成員たちは、かれらの諸必要および諸欲求を満足させるために」AGILの諸機能を遂行する(同上、pp. 99-100.)、という解釈にもとづくものであろう。

7) イーストンは、文化的規範が要求の内容を限定し、社会構造が処理される要求の量を規制すると考えている。また、アプターも同様に、文化的規範が選択や価値を達成するのに正当な方法を制限し、社会構造が要求を実現する機会を制限すると考えている(M. ワインスタイン「行動科学派の政治理論」吉村正監訳、東海大学出版会、1973、pp. 17-18.)。

8) ベリィ、同上、p. 119。このような枠組により、ベリィはさらに政治形態の変化の傾向について論じている。検討された5つの命題は次の通りである(同上、pp. 122-143)。(1) 伝統的政治形態は、社会が孤立している場合に、政治的進化により自由主義的政治形態になり、革命により社会福祉的または全体主義的政治形態になる。(2) 新興的政治形態は、社会福祉的政治形態になる。(3) 全体主義的政治形態は、進化により社会福祉的になる。仮に政治指導者により進化が阻止されることがあれば、ファシズムの全体主義になる。(4) 自由主義的政治形態は、進化により社会福祉的政治形態になり、革命により全体主義的政治形態になる。(5) 社会福祉的政治形態は、経済的統合にもとづく社会の境界過程の拡張により、自由主義的政治形態になる。

9) 阿部 齊「デモクラシーの論理」中公新書、1973。同「デモクラシーと市民参加」『岩波講座 現代都市政策Ⅱ』1973。

るが、つづけて「デモクラシーの中に積極的意味を見出して、所与から選択に転換させたい。」としている。これは、現在、デモクラシーをめぐる提起されている問題が、代表制デモクラシーに対する幻滅と参加デモクラシーへの期待にもとづくものであるという認識を背後にもっている。前者の幻滅は、代表制デモクラシーが政治的統合をもたらすための諸条件の喪失による機能障害の結果として経験的にとらえられ、後者の期待は、リベラル・デモクラシーによりはじめて自由と平等という価値が実現可能であるとする判断によるものである。しかし、前者の経験的認識は社会成員の欲求充足・満足を基礎としているのに対して、後者の期待は大衆社会状況の中で必ずしもそうではない。

理念上のデモクラシーが前提としていた成員の同質性が失なわれている現代社会では、構成員の異質性を前提とする限り、平等の要求に対しては特定領域たとえば法律に関して擬制として平等を設定するほかはなかった。また、近代デモクラシーが市民革命急進派による平等の要求に源流をもつのでつねに同質化を要求する傾向をもち、自由と矛盾する可能性をもっている。このような近代社会の自由と平等という価値を現代社会に実現しうる政治形態を模索する過程で、代表制デモクラシーを補完するものとして参加デモクラシーの役割が重視されている。それは、結局、議会外における社会成員の異質性による利害対立を、議会内にどこまで反映させどこまで抑制するかという課題（つまり、委任代表と国民代表の調整）を解こうとするものである。そして、参加デモクラシーへの要求が、このようなリベラル・デモクラシーの制度の基本的必要条件に根ざすと共に、人間がもつ社会的要求にも根ざしているとみている。この両者は、共同社会における諸個人諸集団の共存可能性の追求が、議会内での多数派少数派の共存可能性に条件づけられるという代表制デモクラシーのひとつのメリットに対応している。そのメリットを維持するために、理論的には、議会内の共存可能性に対応した議会外のすなわち共同社会の共存可能性を成員の欲求に根ざしたものとして構築することが必要となる。それを阿部氏は私利私欲を出発点として、「個々人が共通の関心事を発見することによる公共空間の形成」に求めている。

しかし、この場合にも、人間を全人性においてとらえる市民の立場とか、市民には徳性として自律性や公共性が要求されるのでその訓練の機会が重要であるとかいう前提が重視されている。そして、全国的規模での公共性は理念の領域でしか在りえず、その理念が、あらゆる局

地的な「公共空間」に共有されたとき、局地的「公共空間」は同時に全国民的普遍性を獲得するとみている。その理念は、個々人が私利私欲を基本的人権に結びつけ、基本的人権が共通の関心事になるとき成立すると考えているようである。したがって、参加デモクラシーは、ひとつの政治形態における支持の調達と同時に利害調整のメカニズムの理念型ということができよう。

阿部氏は、このような議論に加えて、デモクラシーが、エリートと大衆・自由と平等・権力参加と政治参加等々のバランスの維持によりはじめて持続しうるものであることを説いている。この点は政治文化の議論で扱うことができよう。

V

政治文化の重要性は H. ユーロー¹⁾ によっても強調されている。福祉が国家の政治の問題として扱われるばかりでなく、共同社会における価値や理念の共有に重要な契機を求める以上、民主主義の理論にとどまらず、政治行動という視点から検討することも必要であろう。

アーモンドとヴァーバ²⁾ は、相互に共存可能な 3 つの理念型的政治文化（未分化型・臣民型・参加型）を構成し、それぞれに適合し安定しうる政治構造を、伝統的政治構造・集権化された権威主義的政治構造・民主的政治構造であると考えた。そして、民主的政治構造を支える人間像は、政治に対して積極的で熱心であり、さらに政治への接近法が合理的で、自己の利益や主張に関して十分な情報をもって計算ずくの決定をする合理主義—能動型モデルである。

それに対して市民文化 (civic culture) の特色は、合理主義—能動型モデルにとどまらず、臣民型や未分化型の指向をも含んでいる人間像を前提としている。同時に、市民文化は参加型の政治文化でありながら未分化型や臣民型とも共存しうるものである。この市民文化はアメリカやイギリスに見出される政治文化であり、人々は、市民としての有力感と共に臣民としての有力感もちあわせている。前者は政策の形成・決定過程で有力な役割を果たすことに関連し、後者は規則のもとでの自己の利益を要求する（寧ろ訴える）ことに関連する有力感である。それは、能動的市民であっても臣民としての受動的役割と伝統的非政治的紐帯とを持続していることをあらわす。現実に見出されたこのような政治的態度のパター

1) H. ユーロー『行動政治学の基礎』内山秀夫訳、東海大学出版会、1975。

2) G. アーモンド・S. ヴァーバ『現代市民の政治文化』石川一雄ほか訳、勁草書房、1974。（原著の刊行は1963年）

ンは、合理主義—能動型モデルとは明らかに食いちがっているが、それにもかかわらずアメリカやイギリスが安定し、うまくいっている民主主義国家である理由はどこにあるのかと設問している。

市民の主体的参加・能動性・合理性を重視する能動型の見解によれば、このような食いちがいは民主主義の弱体化・機能障害とみなされるが、アーモンドらは、むしろ、元来矛盾をかかえた民主主義の政治システムに適したものであると考える。したがって、市民文化の中に見出される臣民型・未分化型の要素は、残存ということよりも市民文化の重要な構成要素として位置づけられている。民主主義の最も重要で困難な課題のひとつは、政府が統治のために権力とリーダーシップを確保すること、政府が市民に対して責任を負うことの両者の均衡を維持することである。この課題に対して、市民文化においては、一方で市民が合理主義—能動型モデルに従った行動をとり影響力を発揮することがエリートに責任ある行動をとらせることに関連する。他方で市民が自らの参加や政治的活動や影響力を制限することによって、権力をエリートに委ねエリートの力による権威的決定を可能としているのである。つまり、民主主義政治の中で政府が矛盾した課題をかかえると同時に、それに対応して民主的市民も矛盾をかかえており、そのひとつの解決策が市民文化なのである。これはまた、市民は一方で、政府に対する自己の有力感や地域社会に対する参加の義務感を強く抱いているが、他方で、現実にはあまり政治行動に活動的でなく参加程度も低いというギャップによっても説明される。そして、このギャップを容認する背景には、能動的市民という規範の支持と自分が有力な市民の行動をいつでも行なうという認識が存在している。そこで、市民はつねに能動的というわけではなく、潜在的に能動性を維持し、問題の性質に応じて能動性を顕在化させるわけである。したがって、市民の能動性と受動性のバランスは、政治的規範と政治的行動の乖離によって支えられているということが出来る。

さらに市民文化は、社会の合意と分裂との均衡維持にも役立っている。一方で第1次集団は非政治的であるという一般的な規範があり、これが第1次集団を合意の基礎とみなさせる。他方で、現実には政党帰属が第1次集団への帰属と関係をもたなければ政党の社会的基盤を保ちえない。そのために第1次集団帰属が政治的な性格をもち、社会の意見の分裂と関係をもたざるをえなくなる。このように、市民文化は第1次集団が非党派のべきとする規範と、第1次集団が現実的には同質的な党派

性をもつという矛盾を含むことで社会の亀裂を管理している³⁾。

この市民文化が、アメリカやイギリスで発展しえたのは理由がある。両国には全面的で一般的な社会的価値が普及していて、しかも近代的政治体の発達で元の共同社会を破壊せずに、従来からある指向を現代のシステムにとり入れることができたことによるものであると考えているようだ。しかし、今日の両国内の諸問題に注目すれば、民主主義がうまくいっているという判断には様々な留保が付けられるべきであろう。とくに、国内の諸「部外者」グループに対する施策において、その人々が占めるべき地位についての政治的合意があるといえるのだろうか。また、産業社会における内部社会と部外者包摂化する論理は、産業社会を1つの部分として含んだ全体社会を前提としようが、既存の利害を越えてその論理が実現するために、デモクラシーの手続きは有効性を発揮できるだろうか。むしろ、この手続きによらなくとも依存性を解決することはできよう。したがって、「主体的側面」における崩壊がさらに進行するならば、耐えるべき時間が短縮される方向への選好が強まるかもしれない。デモクラシーの復元力がためられるのは、実はこの点においてであるように思われる。

おわりに

福祉の問題を社会体系論的に検討するという場合に、「生活体系論」および吉田氏の「社会的情報—資源処理システム」との関連を無視することはできない。また、地域社会・企業・労働組合・その他の民間団体の位置づけという現実的な問題も重要である。この研究ノートでは、これらに検討を加えることはできなかったし、扱ったものについても十分な検討をしたとは言えない。今後、さらに吟味を加えたいと思う。

〔付記〕 本稿では幾人かの著者の論文等を引用させていただいたが、原著作の議論とは異なる文脈での引用や私の見当はずれな解釈により、原著者の方々に御迷惑をおかけすることをおそれている。記して宥恕を乞う次第である。

3) 「一般に、この亀裂の管理は、政治的レベルの衝突をより高い全般的な連帯性の態度に従属させることにより達成される。これらの態度は、『民主的なゲームのルール』と結びついた規範であることもあれば、社会には非党派的な基準にもとづく超党派的な連帯性が存在するという信念であることもある」(アーモンドほか、同上、p. 489)。